

# 子どもの予防接種スケジュール（定期・任意）

- ・予防接種の一般的なスケジュールです。具体的な接種のスケジュールはかかりつけの先生に相談し、体調のいいときに接種しましょう。
- ・尼崎市では予防接種は市内予防接種実施医療機関での個別接種になります。
- ・定期接種は無料、任意接種は原則有料になります。
- ・接種間隔の起算日は、接種した日の翌日から。「●歳未満」、「●歳に達するまで」、「●歳に至るまで」はいずれも「●歳の誕生日の前日まで」となっています。

尼崎市

令和2年10月現在

予防接種名		年齢	出生後6週	2か月	3か月	4か月	5か月	6-8か月	9-11か月	1歳	15か月	18か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	
定期 予防 接種 （A 類 疾 病）	B型肝炎	不活化		①	②			③																								
			①②：27日以上の間隔で2回接種。③：①から139日以上の間隔で1回接種。 予防接種法では、平成28年4月1日以降に生まれた、1歳に至るまでの間にある者が対象。																													
	ロタウイルス	1価・5価	生		①	②	③																									
			1価(ロリカ)は24週までに27日以上の間隔を置いて2回接種。 5価(ロタック)は32週までに各々27日以上の間隔を置いて3回接種。 なお、初回は1価、5価いずれも14週6日までの接種が望ましい。																													
	Hib感染症		不活化		①	②	③				④																					
			接種開始時期によってスケジュールが異なります。 【生後2～7月開始】①②③：初回接種を生後12月に至るまでに27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔を置いて3回接種。④：追加接種を初回接種3回目終了後7月以上の間隔を置いて1回接種。 【生後7～12月開始】初回接種を生後12月に至るまでに27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔を置いて2回接種。追加接種を初回接種3回目終了後7月以上の間隔を置いて1回接種。 ※初回接種が生後12月までに終了せずに生後12月に以降に追加接種をおこなう場合は、初回接種終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔を置いて1回接種します。 【生後12月以降開始】1回接種。 予防接種法では、生後2月から生後60月に至るまでの間にある者が対象。																													
	小児の肺炎球菌感染症		不活化		①	②	③				④																					
			接種開始時期によってスケジュールが異なります。 【生後2～7月開始】①②③：初回接種を生後24月に至るまでに27日以上の間隔を置いて3回接種。（ただし②の接種が生後12月を超えた場合、③の接種は行わない） ④：追加接種を初回接種終了後60日以上の間隔を置いて生後12月に以降に1回接種。 【生後7～12月開始】初回接種を生後24月に至るまでに27日以上の間隔を置いて2回接種。追加接種を初回接種終了後60日以上の間隔を置いて生後12月に以降に1回接種。 【生後12～24月開始】60日以上の間隔を置いて2回接種。 【生後24月以降開始】1回接種。 予防接種法では、生後2月から生後60月に至るまでの間にある者が対象。																													
	四種混合（DPT-IPV）1期 または三種混合（DPT） ＋不活化ポリオ（IPV）1期		不活化		①	②	③						④																			
			①②③：1期初回接種を生後12月までに間隔を20日以上（標準的には56日まで）置いて3回接種。④：1期追加接種は1期初回接種終了後12～18月未満に1回接種。 予防接種法では、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者が対象。																													
結核（BCG）		生						①																								
		①：生後5～8月の間に1回接種。予防接種法では、生後1歳に至るまでの間にある者が対象。																														
麻しん風しん混合（MR） または麻しん単独＋風しん単 独		生								①						②																
		①：1期接種を1歳になったらすぐに1回接種。予防接種法では、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者が対象。 ②：2期接種を小学校入学前の1年間に1回接種。予防接種法では、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者が対象。 また、麻しん、風しんどちらかに罹ったことが明らか者については、麻しん、風しんそれぞれ単独のワクチンを使用することも可能。																														
水痘		生								①		②																				
		①：初回接種を生後12月～15月までに1回接種。②：追加接種を①から3月以上の間隔（標準的には6月から12月まで）を置いて1回接種。 予防接種法では、生後12月から生後36月に至るまでの間にある者が対象。																														
日本脳炎		不活化												①②	③						④											
		①②：1期初回接種を3歳に間隔を6日以上（標準的には28日まで）置いて2回接種。③：1期追加接種を4歳で1期初回接種2回目終了からおおむね1年経過した時期に1回接種。 ④2期接種を小学校4年生時に1回接種。予防接種法では、1期接種は、生後6月から生後90月に至るまでの間にある者、2期接種は9歳以上13歳未満の者が対象。																														
二種混合（DT）2期		トキ ソイド																														
		①：小学校6年生時に1回接種。予防接種法では、11歳以上13歳未満の者が対象。※四種混合及び三種混合の初回免疫に対する追加免疫として接種。																														
ヒトパピローマ ウイルス感染症 ※現在、積極的な動 向の見合わせをおこ なっています※	2価・4価	不活化																														
		①②③：中学校1年生相当の女子に、 2価（サーバリックス）は①の接種から1月の間隔を置いて②を接種した後、①の接種から5月以上、かつ②の接種から2月半以上の間隔を置いて③を接種。 4価（ガーダシル）は①の接種から1月の間隔を置いて②を接種した後、②の接種から3月以上の間隔を置いて③を接種。 予防接種法では、12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある者が対象。																														
任 意	おたふくかぜ	生																														
			日本小児科学会は、1歳と小学校入学前1年間の2回接種を推奨。																													
	A型肝炎	不活化																														
		2～4週間隔で2回接種し、1回目から24週を経過した後に1回、合計3回接種。WHOは1歳以上を推奨。																														

     定期接種の標準的接種期間
      定期接種の接種可能期間
      任意接種の接種可能期間